

在デンバー日本国総領事館領事・警備班
令和6年メールマガジン第2号（2024年3月29日送信）

★★

【今号の内容】

- 令和6年度領事・旅券手数料の改定について
- 民法改正に伴う嫡出推定等の見直しについて
- 戸籍情報連携開始に伴う取り扱いの変更について

★★

●令和6年度領事・旅券手数料の改定について

令和6年度領事手数料及び旅券手数料を定める省令が改正されたことに基づき、2024年（令和6年）4月1日より領事・旅券手数料を改定いたします。主な手数料額は当館ホームページでご確認ください。なお、同年3月31日までの申請については令和5年度の手数料額が適用されます。

<https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/files/100645129.pdf>

●民法改正に伴う嫡出推定等の見直しについて

「民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和6年4月1日から下記のとおり嫡出推定制度及び女性の待婚期間に関する取扱いが変更となります。本改正は施行日（令和6年4月1日）以後に生まれる子に適用されます。詳しくは当館HPをご覧ください。

<https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/files/100643499.pdf>

●戸籍情報連携開始に伴う取り扱いの変更について

在外公館において、婚姻届、離婚届、認知届、養子縁組届等の戸籍・国籍に関する届出を行う場合、法務省の戸籍情報連携システムとの連携により、令和6年4月1日から、原則として戸籍謄本の提出が不要となります。

<https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/files/100643498.pdf>

※このメールは当館に在留届を提出された方及びメールマガジン配信を希望された方のメールアドレスに配信しております。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

在デンバー日本国総領事館 領事・警備班
Consulate-General of Japan in Denver
1225 17th Street, Suite 3000
Denver, CO 80202
TEL: 303-534-1151
E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp